

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：四市複合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.2%
全職員	83.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	対象者無し
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	105.4%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	86.5%
26～30年	94.1%
21～25年	76.9%
16～20年	86.8%
11～15年	108.2%
6～10年	102.6%
1～5年	92.6%

【説明欄】

- ・役職段階別について、課長相当職・課長補佐相当職は女性職員の対象者がいない。
- ・勤続年数別について、36年以上は女性職員の対象者がいない。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。